

内閣参質二〇四第一二〇号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出キャッシュユレス決済の推進に向けた課題に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出キャッシュレス決済の推進に向けた課題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「現金の使用に事実上制限を掛けることで利用を余儀なくさせる方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のとおり、政府としては、「キャッシュレス決済の一層の普及」に向けて、キャッシュレス決済の「安全性や利便性を向上させる取組」が重要であると考えており、消費者及び事業者によるキャッシュレス決済の利用機会の拡大に向けた補助事業等を実施しているところであり、関係団体においてもガイドライン等が策定されているものと承知している。

二について

政府としては、利用者の保護や決済サービスの信頼確保の観点から、キャッシュレス決済事業者と銀行等が連携し、御指摘の「監督指針や事務ガイドライン」及び関係団体のガイドラインを踏まえ、不正出金に関する被害発生の防止のための適切な措置を講ずること、被害に関する相談を受けた場合には相談者の不安を解消するべく真摯な姿勢で迅速かつ丁寧に対応すること及び被害が発生した場合には被害の補償に向けて真摯に対応することが重要であると考えている。